

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.8
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	平成29年11月10日
【提出日】	平成29年11月17日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと及び重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社エディア
証券コード	3935
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド(Evo Fund)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド方
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成18年12月22日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本真裕
電話番号	03-6888-1000

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当なし
------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 280,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 280,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		280,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		280,000

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年11月10日現在）	V	3,888,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		6.72
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		10.77

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成29年9月12日	株券（普通株式）	20,000	0.48	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年9月13日	株券（普通株式）	20,000	0.48	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	

平成29年9月14日	株券（普通株式）	15,300	0.37	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年9月15日	株券（普通株式）	11,000	0.26	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年9月19日	株券（普通株式）	32,200	0.77	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年9月20日	株券（普通株式）	10,000	0.24	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年9月21日	株券（普通株式）	11,200	0.27	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年9月22日	株券（普通株式）	1,200	0.03	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年9月28日	株券（普通株式）	1,000	0.02	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年10月2日	株券（普通株式）	700	0.02	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年10月3日	株券（普通株式）	16,500	0.40	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年10月4日	株券（普通株式）	14,600	0.35	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年10月5日	新株予約権証券（第9回）	80,000	1.92	市場外	処分	該当なし	新株予約権の行使
平成29年10月5日	株券（普通株式）	80,000	1.92	市場外	取得		1,202（新株予約権の行使による取得）
平成29年10月11日	株券（普通株式）	1,900	0.05	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	

平成29年10月12日	株券（普通株式）	6,800	0.16	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年10月17日	株券（普通株式）	100	0.00	市場内	取得		
平成29年10月18日	株券（普通株式）	300	0.01	市場内	取得		
平成29年10月18日	株券（普通株式）	100	0.00	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年10月19日	株券（普通株式）	300	0.01	市場内	処分	市場内取引につき該当事項なし	
平成29年11月10日	株券（普通株式）	160,000	3.84	市場外	処分	原尾正紀	借株の返還

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

原尾正紀より借株160,000株。全ての借株160,000株が平成29年11月10日付で返還された。

発行者と提出者は2017年8月30日付の新株予約権の第三者割当に関して、買取契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、行使期間中、一定の条件が充足された場合に、新株予約権（第9回）の全部を行使することを約束している（コミット条項）。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅する。また同契約では、暦月あたりの新株予約権行使数量が一定数を超えることとなる場合には発行者がその行使を制限することができる旨の規定がある。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	359
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	・2017年9月1日を効力発生日とする株式分割（分割割合2：1）に伴う、新株予約権の発行要項に基づく新株予約権の目的である株式数の調整により、同株式数が340,000株増加
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	359

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地